

日時 平成八年六月二十三日（日）

場所 南越谷コミニセンター視聴覚室

第一四回 郷土研究發表会資料

六ヶ村

榮広山由緒著聞書」を読む

越谷市郷土研究会副会長

鈴木
秀俊

一、明治十九年から二十四年までに刊行された地図。平凡社発行

二、新編武藏風土記稿（第十卷）

大松村は江戸より七里、民戸十八、村の四隣、南は大杉村、西北は船渡村、東は古利根川を隔て葛飾郡大川戸村なり。当村も古より御料所なりしを、宝暦年中（一七五一一六三）大岡出雲守（忠光）に賜い、今、子孫主膳正の領分なり。用水（松伏溜井より引く）検地（明和七年遠藤兵右衛門）は前村と同じ。

古利根川 東北を流る、幅八十間（一四四尺）

香取社 村の鎮守にて、向畠村華光院の持。末社 稲荷

清淨院 浄土宗、芝増上寺末、崇広山淨土寺と号す。寺領十二

石の御朱印は慶安元年（一六四八）九月十七日賜ふ。本尊阿弥陀を安ず、立像にて長さ三尺（九〇寸）ばかり、恵心の作といえり。開山堅真、寶徳元年（一四四九）七月二十八日示寂す。当寺の東、少しばかりを隔て開山塚というあり、そこより掘り出せし古碑に、嘉禄元年（一二二五）の文字見えたり、是、起立の人の碑ならんと云う。

鐘樓 宝永七年鑄造の鐘を掛ける。○香取社、稻荷社、塔頭 宝地軒 閻魔地蔵を安ず。○相心寺 清淨院末、谷正山と号す、本尊阿弥陀を安ず。開山善悦、寛文元年十一月四日寂す。

三、新方領の五ヶ寺（末寺）

一、船渡村佛説山無量院、開山心蓮社三誓相雲和尚、永祿十年（一五六七）清淨院九世一誓圓意上人の代、末寺となる。

二、大杉村医王山淨閑寺、開山正誓龍天和尚、天正元年（一五七三）清淨院中興文誓上人の代、末寺となる。

三、川崎村太子山聖徳寺、開山觀誓源応和尚、天正二年、文誓上人の代、末寺となる。

四、大松村善照山想真寺、開山然誓善悦和尚、文祿元年（一五九二）清淨院十一世真誓上人の代、末寺となる。

五、船渡村弘福山龍正寺、開山光誓玄正和尚、慶長二年（一五九七）末寺となる。

上八ヶ村

えい こう さん

由緒著者

ちよ もんしょ
聞書

農商 明治卅七年三月九日

務省 第五五九八号検閲

大杉村 川上宗甫

新方・向畠郵（原文は「邦」）、新方大靈神は俗に謂う新方様と称す。其の先千葉氏の余裔新方大領頼貞（原文に「ヨリカツ」のルビ）は源義家朝臣の催促に応じ、奥州に戦功多し。前大平記著（原文に「シルス」のルビ）所、

新方次郎頼

圓是也。其の十六代玄蕃允（原文「玄蕃允」）頼基（原文に「ヨリミチ」のルビ）「の」

五代新方頼布

、八条と

戰イ克たず。八条終に其の地を略す。永正辛巳（一五二一年）、栄広山文誓上人新方俗姓たるか故に兵を率し、八条お逐い旧領平呑す。

土人、上人の功お賞（原文に「タマウ」のルビ）し、其の靈を祀（原文に「マツ」のルビ）る。号して新方様と称す。後年

祠堂（原文「詞堂」）破墳（原文に「ハフン」のルビ）して營む人なし。上人の尊像を

一画（原文「エカギ」のルビ）きて其の忌日祀（原文に「マツル」のルビ）る而已。

右向畠新方様伝由

武州埼玉郡新方の庄大松邑栄広山清淨院寺号来由

往古下総國葛飾郡中頃武州葛飾、延宝の末埼玉の郡中ニ加フ

一人皇百二代称光帝御宇（きよ・う）応永二拾壹甲午（一四一四年）「の」春、葛飾郡新方地頭職向畠城主新方玄蕃（原文「番」）允平頼基大檀那として

其の姓、源氏、兵

一山仏閣僧坊造営する處、開山賢真大和尚

頭(ひょうこのかみ)三位(さんみ)頼政

卿(きょう)十七代武州太田主(あるじ)

上人一山住職累年(の)後永享十二庚申、

国名府源三郎紀綱(のりつな)一男ナリ

京都將軍家(義教)、関東の公方持氏と確執の事あり。持氏

足利尊氏卿六代

基氏四代

軍敗れて自害(永享の乱)。御子春王丸・安王丸殿、東を差して落ち下り

持氏ノ御子

結城家を頼みたまいしかば、結城令承して防禦の備えをなし、國城に櫓籠る。義教大いに怒りて、上杉・千葉

宇都宮・小山(ヲヤマ)のルビ)・佐野・小田・佐竹等に命じ、東国勢武拾万余人結城の城壁を取り囲み、責め撃つ事尤も励し。しかれとも結

城一味の三軍(の)義氣最も劇しければ(原文に「モツトモハケ」のルビ)、

少しも屈せず。突き

※三軍・・・全体の軍隊

立て・射立て・寄せ手死亡の者屠人の前に至る魚島のことく、
流石名を得し坂東武士も攻め倦んで見へたりけり。

此の時常州小田讃岐入道光蓮、三軍の今司たりしが、

軍扇を探(ト、メ)のルビ)りて乗り出し、大音に呼びて、「[]是程の小城數日貰め抜かさる事將軍の上聞恐れ少なからず、縱(原文に「タトヒ」のルビ)敵の為に討たるとも乗越々々討(原文は「付」)ち入るものならば、やハか

落とさで(原文は「落たて」)ある

べき。進めや人々今日の軍に太刀打ち手柄したらんもの、

恩賞最厚(「モツトモアツ」のルビ)かるへし。又退きたらん者ハ前々抜群の忠
ありともむになして、本領を召し離つべし「[]」と下知して、

追手・搦手式拾万人一同に團みを作つて責め懲け、腸を履ミ、

血を渡り、透き間あらせす攻め立てしかば、流石小勢の結城

衆、心計りは強けれとも終に城陥り、君臣数を端らば(果てらば)亡ひ
けるこそ是悲もなし(結城合戦)。其の刻結城衆野木の領主野

木大炊亮秀俊(原文に「トシ」のルビ)といふ者無双の勇士にて、數日

劇（原文に『ハケ』のルビ）敷く

防戦して人の眉目を驚かし、晴れる最期と聞こへ

たり。其の妻是を伝へ聞き、如何ハせんと思案（原文に『シアン』のルビ）の折り柄、敵寄せ来る彼（か）の風聞。「ト先落ちて、椿松寿か運否を計

らわんにはと、松寿丸を懐き、乳母を供なひ、野木の屋

形を遠近（原文に『ヲチコチ』のルビ）に忍ひ出で、南を差して落ち行きしか、

かるふして

上・下の河辺に至り、新方・春日辺打ち過ぎて其の先下総の葛

飾なり。大川戸左衛門太郎が館に忍び（大川戸氏東鑑ニ著シ暫し隠れて居

たりしか、將軍義教下知を伝へ、結城の残党極し（「さがし」カ）求め

委（『グワシク』のルビ）しく誅しはたすべしとなり。爰（『コヽニ』のルビ）

に於（『ヲ□テ』のルビ）いて武總の内、波江・金重・

柏崎・白岡・野嶋・八条・大相模・別府・大曾根・一色の人々ニ差し命じ

大軍を以て大川戸へ襲ひ来る彼の風貌。大川戸左衛門太郎、

希代の人傑なれば少しも騒かず。乱杭・逆茂木引き渡し、

防戦の川意頗り也。大川戸が類葉武州の私市（原文に『キサイ』のルビ）・清久・高

柳の人ニ本家救ひのため來ると聞こへしかば、野木の後室

聞きたまへ。我が身女子の縁を以て、大川戸ハ勿論類葉の人々ニまで
亡ひ失ハん事歎いても余りあり。しかし母子、命を

捨てんにはと思ひ定め、頃は嘉吉元（一四四一年）辛酉正月廿一日の

夜半計り、子息松寿丸をかき懷き、なく／＼館（原文に『ヤカタ』のルビ）を

忍ひ出で、湖（原文に『ミツウミ』のルビ）さして行く道は、踏みもならわぬ歩行は

だし（裸足）、夫に別れシ去年の春の夢現さへわかれ間ニ、又も

松寿が顔の見納めハ今宵なりとは知らさりし、

西も東も知らぬ子を連れてよみ路の旅の空、母さへ

知らぬ三津瀬川、松寿ハ小供の事なれば、さへ（寶）の

川原へ行くならん、其のわかれ路か苦になりて、むね

もありさく思ひそやど、わつと（わつと）計りに舟を揚げ、人心地
もなかりしか、又も心をとり直し、乳母か跡にて

恨むべし、されども是ハ生くる身や、嗚呼迷ふたり、

此の世は暫し仮りの宿、撰取のちかひそたのもしきと、たどりし道も跡や先、折柄乳母ハ目を覺し、四方をきつと（きつと）

見廻し、御母子臥所（寝床）におわせねは、はつと（はつと）驚き外面に走り、爰や彼処と見廻りて、湖水の上の細道伝へ、行きつ

戻りつさ迷ふ折柄、遇（原文に『ヒソカニ』のルビあり）かに女の声として、

南無阿彌陀仏と声

諸共ニ、水音高く聞こへしかば、のふ／＼といかにとよべと呼ぶ声も、跡白浪の音絶えて、松吹く風のミ耳に添ふ、乳母ハ目もくれ心消へ、夢

現をわきかねて、なく音は里のあけ狛（カラス）のルビ）、はつと（はつと）驚き見廻わせば、こわ如何に後室若君諸共「に」、浪路遇か二浮き

給ふ、乳母ハ見る目も気も半ば乱れ、待たせ給へ後室さま（左十滿）、何れへやらじ若君と、声を計りに呼々ハ、此の世の名残と知ら

れる。大川戸左衛門太郎こし方行末思ひつゝ、今や敵寄せ來たらハ、思ふ程戦いて死せん事、弓箭の面目武

士の心かけハ爰なりけり、案んし続けて寐（寝）もやらす居たりしか、

りしか、後室の臥戸、常にかわりて明けたて繁（原文に『シケ』のルビあり）く、婦女子を侮（原文に『アナト』のルビ）り癖（原文に『クセ』のルビ）者にやと、其の臥所に行き見れば、こわい

かに妹か一通の書き置き、左衛門太郎再び驚き、書き置き荒く見も終わらず、外面に立ち出で暫しあきて居たりしか、

湖中こそ怪しけれど、行々見ればいかにせむ母子乳母諸ともに、湖中に浮かんで死したりけり、左衛門太郎大きに驚き、嗚呼死なしたり不便（不憫）や、女子ながらも義を重んじ、我故他の家の亡ひ失わん事を歎き、かく計ひける

身そ（原文に『こと』のルビあり）哀れなれど、不覚の涙せきあへず、扱あるべき二あらされは、是非もなく野邊送り、かたゑ（原文に『エ』のルビ）に証しの碑の銘に、名をのミニこそは残しける、其の怨靈湖中ニ止まり、三頭一尾の毒蛇と現し、時々動搖（動搖）し、見るもの身

の毛余立て、煩わぬハなかりしか、後は此の湖辺を往来する者絶々に、湖辺荒地と成りたりしは、恐ろしき

執念なり。文安四丁卯弥生の頃、栄広山住僧賢眞(原文に『ケンシン』のルビあり)

上人山門の東なる湖上の桜御覽のため、暫し花

か

中ニ御遊びなり。不思議や湖辺の小道より鮑(原文に『ミヤヒヤカ』のルビ)に

優(原文に『ヤハラカ』のルビ)しかり

ける婦人、上人の御前に跪(原文に『ヒサマツキ』のルビ)きて申す様、

御不審ニも思召されん、

殊更女子の身、其の憚り少なからずといへとも(原文『へいとも』)、

上人へ(泣)一向ね

かひたき事あり。御許容下されべきやと申しけれ、

上人聞こし召し仰せけるハ何等の条か知らね共、予か力におよ

はん事ならんには、兎も角も、と有りければ、女嬉しきなる休にて、何を申さんや、みづからは年來

此の湖中に棲むなる三頭一尾の大蛇にて候。兼て上人にも

聞こし召されん我が身ハ大川戸旁(刑部)(原文に『キヤウフ』のルビあり)

次郎が娘(原文に『ムスメ』のルビあり)、今の左衛門

太郎が妹、野州野木大炊介か妻女なるか、去ル永享の

乱後、幼息松寿丸乳母と俱に此の湖中に身を沈め、

罪重にして五水(五袁)三熱の苦を請けし者に候、

然れども主君春王丸・安王丸殿始め奉り、結城の人と我が

身母子主従、皆以て水火刀刃のために死亡、是れ併し京都

将軍家の不仁奸惡より起る。其の怨み骨髓に徹して、

忘れんとすれと忘られず、忍はんとすれと忍ハれず、

爰に於いて身の罪業重なるをもいとハす、怨みを冥中に訴へ申して

天地か凶惡を長育せずと承り伝へたり。願わくハ將軍に

怨みをなさせてたひ給へと。若し此の怨みを晴らしたらんには

我が徒那由他・劫か

強訴(原文に『ガウソ』のルビ)して冥中の勅免を蒙り、赤松殿の怨念に便り、

播州白旗(しらはた)ノ太守(たいしゆ)

て先に將軍家を害し奉り、一端忘（『要』）執を晴らしたるに似

たりといへとも、義教將軍ハ一箇浮提の王者、尊貴を弑

し奉りし罪過れかたく、永劫出難を知らず。然れども如何

なる善因のなす處にや、我が徒山門の岐に棲みて、日夜

旦暮称名の御声耳に触れ、罪障嘲か滅したるに似

たり。抑上人の徳たる読經篤信にして三昧の玉を

釐き、三生（リ三世）修道の『徳』

を示して真理高明なる専

修称号なり。徳又元祖に等し。希わくハ大慈大悲を垂

たまへて、我が徒のために一七日称名修行なし給ハラ

は、我が徒五陰（リ五蘊）生死を離れ出して山門の守護となし、

法意に依怙たるへしと頭をたれ、愁々として訴へ、嗚

咽（原文に『ヨイン』のルビ）にむせび泣く（原文に『ナク』のルビ）有様

物哀れにぞ見へたりける。上人不便

の事に思し召し仰せける様は、予か称名の徳たる汝かいふこ

とく人はとくにも来るへきに、是れ迄もたしける

事不審（原文に『シン』のルビ）なきにあらずと有りければ、女答へて御命

さる事ながら、凡そ人に怨み有りて祟りをなさんと思ふ

も、私の力のみを以てなしかたし、事を冥中に訴へて

ゆるされなくては恨みをなしかたし。罪障解

脱を願ふも又々斯くの如く、爰に於いて、我が徒罪障消滅の

事をしば／＼冥中へ訴へ奉り、今や勅免を蒙りける

秋也。此の上ハ一向（『ヒタスラ』のルビ）上人の大慈を希ぶのみと落涙数日

に及びしかば、上人聞きたまひ、尤もさあるべし、しかば願い

のことく念佛修行すへけれども、布施ハ何を以て備ふる

や、女答へて、如何せん我が徒畜身にして三宝勝妙の

福田に拋（『ナゲウツ』のルビ）つものなし、身力を以て山門の東湖を転じて

岡とセは布セに准えべきや否哉、善い哉汝か志ハ末代不

尽の布施なるへし、と仰せけれハ、女の形ハ見へすして數

丈の大蛇湖中に現して動搖し、紅の口を開き焰（原文に『ホノオ』のルビ）をは

き出す有様すさましかりける次第なり。上人不便に

思し召し、文安四丁卯（一四四七）三月廿一日御堂法会を開き大衆を集

めて、日夜称名の声絶え間なく七ヶ日大念佛修行あり。

不思議なる哉、廿六日の夜子の刻半計り、一山鳴動す。

聞く人驚く事甚しく、上人少しも騒ぎ給わず、静かに念佛しておわしましけるが、夜曉けて見ればこわい

かに、東湖転して岡となり、寺中東庭高き事山の

ことく、有り難かりける法施なりと人々感して止まさり

ける。其の地今に至るまで蛇塚と唱へ開山塚と申す。当

山開基の靈地にして今に右在したり。担当山を六力

村の御堂と称しける事は人皇百五代後柏原天

皇御宇文龜（一五〇一—一五〇四）の頃、葛飾東新方領主向畠城主新方次郎太夫

頼布主と武州崎西郡八条の領主八条兵衛尉と隙にて、

八条家ハ武藏七党の内野与党的一人、其の姓平氏、

陸奥の国守鎮守府將軍平貞盛の裔也。

武藏七党素譜ハ七党略記に見へたり。

新方家は千葉一門前「の」太平記著す所新方次郎
頼貞主、後胤代々新方の領主たり。

文應四年正月八条兵衛尉平惟茂（原文に「モ」のルビ）兵を率し、新方の地を犯す。新方聞くと等しく手勢を率し、向畠の城を出馬し、小林の郷に對陣して數日挑み戦ふ。同月晦日

新方頼布兵を進めて大いに血戦し、八条を追い崩し、

勝ちに乗じて深入りし、流れ箭のために命を落とし、新方敗軍す。八条兵衛尉新方の地を合わせ領し、向畠の城をは其の類

葉別府三郎左衛門に守らしむ。其の頃柴広山の現住高

賢上人と聞こへしは其の姓平氏、向畠の領主新方權頭頼

紀の節長子頼布主の舍兄なれば自然八条と

快よからず。八条も高賢師の不敬を惡み、狩りに事寄せ

不意に起こり、一山の衆徒を切り殺し、又ハ追い出し、仏閣僧坊一宇

も残らず焼き払ひ、上人を討ち取らんと山のくま／＼さかし求

めしかとも、折節上人平方白竜山へ行きし跡なれハ、
虎口（の）を遁（の）れ給ふ。八条聞きて白竜山へ押しかけしかとも（ども）、

見へされは是れまでなりと引き揚げたり。上人八条が乱

妨（の）を聞きて東へ向けて走り給ふ。土人上人に告げて東の方

へ（江）御退去覺束なし。是れより西へ向けて落ち行き給へと

御案内申しければ、上人大いに悦び、農夫か案内に任せ、西

を差して落ち給ふ。農夫かい／＼敷く供奉して春日部・

市のわり（現、一の割）の境に至り、漁人（『漁』の右側に『キヨ』）、

左側に『ウヲトトル』のルビあり）を頼み、舟にて大場沼をこし

中曾根村まで送り、是れより波江に程あるましと（近くの地名『増戸』をかける）

わかれてこそハ帰りける。夫れより上人衆徒（りょうそんにん）三人を俱して、

角田・荒川押し渡り武州の地に入り給ふ。波江の欣（『キン』のルビ）舊上

人を頼りありて年月を送り給へしか

——武陽崎西記第八武州崎西郡波江寺ハ建暦元辛未（一一一）野与党

波江・金重・柏崎・野嶋・白岡・箕勾（『箕勾』の右側に『キク』のルビ、

『箕』の左側に『ミ』のルビあり）の一門造當する所（原文は『取』）也、武縊

両国淨家一統の惣本寺たり。野与党ハ武藏七党ノ内也。

東鑑取載（『所載』）・奥ノ大道群盜往来ヲ妨ぐ、稻毛三郎・江戸太郎

江國府谷國府・堀谷兵衛尉・波江太郎兵衛等に命

して大道ノ賊を捕へしむと見へたり。

北条元帥タル時分、淨家西國ニこれ有り。寺領の免状ヲ御直判と唱へ、波江ヨリ

添え状アリ。両国爰彼廻ニ見へたり。栄広山ニ其の状数通これ有るヨシ。

我が身糺門の徒（原文、『タクヒ』のルビ・たぐい）たりといへとも、

弓箭の家に生まれなから

家の滅亡見るに忍びすと、時々新方旧恩の人々に会いて

其の想量を幽（『幽』）り、一山退去の衆徒を語らひ、密かに波江

山内に屏席を開き、上人仰せ出だされけるハ頬布の敗亡、

淨安寺（の）食（ママ）・寮（ナル）ヘシ（も）りのヒ

家の退転悲しんても尚余りあり。しかれども各存し

の通り、我が身糸氏の徒弟たれハ力及ハすといへ（原文は『へい』）とも、
希わくは汝等旧恩を捨てづして、新方氏の家名

再興のはかり事ハなきものにやと、愁歎の御ありさま、

もの哀れに見へしかば、人々共に哀れを催して暫し

言葉もなかりしか、爰二船渡郷住人川田雅樂之助

といふ侍席を進めて申す様、臣等今敵八条が手に屬（＝属）

すといへとも、身をなじみ不義の縁（『禄』カ）を喰ふにあらず、

時節を見合い敵八条兵衛を討ち亡ぼし御家再興を願ふ

処、諸天善神照覽あれ聊か不忠仕らす。今般上人の思し召し

立ちこそ願ふてもなき臣等の悦び、殊に上人ハ主家の

嫡流にて御坐しましける上は、大将に仰き奉らんに、義

戦といへ、弔ひ合戦と申し、敵八条を討ち亡ぼさん事日を

算へ待つべし。一坐いかにと申しければ、一会言葉を

脇へて汝のいふことくなりと異口同音に勇み立ち

ければ、上人觀（『歛』）ゝ、眉をひらき、先以て衆儀悦び入る

処也。しかれども大將ハ外に求めて賜わり候へ、我が身

其の由緒わざる事ながら、もと糸門の徒兵革

を用ひむ事仏佗の上覽其の恐れ少なからず、と仰せけれハ、

人々聞きて此の儀如何あらんと、一坐しらけて見へける處、

爰に一山に聞こへたる無量坊藪（原文に『カウ』のルビ）賢といへる惡僧

あり。身「の」長け六尺武寸黒革威に大荒目の金（鉄のこと）ませた

るを、きなし（着なし）、白柄の長刀杖につき大衆の中を

押し分け、上人の前に進み出で、大いに呼びて評議（『評議』）賜りたし証拠を

外にとるへからず。上人武門の家に生まれ、此の評席をひら

きながら大将を外に求めんとは比興（『卑怯』）未練論するに

足らず。弥陀の利鋸を提げて怨敵を誅し、称名力を

もつて無罪死亡の衆生を濟度せんに、何事の仕るべきと、大の眼をいかし暫しにらみしかば、上人

怖（原文に『ヲソル』のルビ）／＼も・又道理にも、兎も角も汝等か心にまか

せんと仰せけれハ、左もありなんと豪(原文に『カウ』のルビ)賛、評定爰ニ極まり

ける。永正十七庚辰十月高賢上人兵を率い、向畠の陣城

へ(江)押し寄せ、明みを作りて貰め立てれハ、城特別府三郎右衛門

大いに愕き、えものを拵へ立ち出でしか、元來不意の事な

れば討たるゝ者多かりける。三郎右衛門鞍坪につゝ立ち(へつたち)

揚がり、大音に呼ハリ敵ハ誰人にて候と申しけれハ、石川

□(長)臣也兵部左衛門といふもの是れを聞きて、事も愚かや今宵の

軍大将ハ、新方氏の御血統にて渡らせ給ふ榮光

山高賢上人にてましますそや、悪逆無道の八条の

者共命おしくは降参せよ、頼布公の弔ひ合戦

石川か働き見よ。先年羽入(現在の羽生市)の峯(峰)合戦の刻、平井方

※平井方・・・山内上杉氏の本拠、上州平井城の兵をさす

勝民部少輔を組み討ちして、大田(太田)殿の称美を蒙りたる

※太田殿・・・扇ヶ谷上杉氏の家宰をさす

ものと知りつらんと、大音に呼ばわり／＼黒煙(煙)の内に鐘

を入れ、前後左右に突き立て／＼其の勢ひ鷲・鷺(原文に『キシ』

のルビ)。『雉』ではなく『鷺』か)の雀(原文に『スメ』のルビ)を遂う

ことく、三郎右衛門大いに怒りて、出家に似合わぬ軍立て何程

の事があらん。踏み散らし捨てよといゝながら、石川に渡り

合い、火花を散らして切り結ぶ。八条か郎等赤沼太郎左衛門

此の動乱を聞きて、有り合う手の者三十騎利根川を押し渡り、

上人の後陣より突き立てければ既に危うく見へたる

處、爰に無音坊・淨勤坊といふ荒法師大刀打ち振り、老人は

黒革威(原文に『クロカワヲトシ』のルビ)の腹巻、白柄の長刀茎短に拂(振)り、

赤沼の中陣に

突きに入る事迅(原文右側に『シン』、左側に『スミヤカ』のルビ)當(『雷』か)の

擊する如く、赤沼勢是れかために備え

亂れて引色に見へしかば、別府三郎左衛門大いに歎き、

此の惡僧原を討ちとらすは戦難義(難儀)なるへしと豪賢

に突きてかゝる。無量坊得たりと飛び違ひ、別府か
兜を破れよ碎けよと統ヶさまに打ち居へ〔据カ〕へしかば、さしも
奸勇ならひなき別府三郎左衛門人馬供に打ちひし

かれ二言といわす死にてけり。赤沼是れを見て人数をまとめ
夜刃へ〔夜叉カ〕のことく悪戦し敵を討つ事數知らず。八条か
もの共是れを見て踏み止まり々々、勇を震ふて切り返せば、

上人の御備え再び危うく見へたる処、淨現坊在本間こへたる精

兵強〔力〕なれハ、小高き所によち登り普通の弓四五

人服ミつぶせる程なるを、十五束三臥忘るゝ計り引しほり
ひよと射渡し、志す処の矢坪たかわす。赤沼太郎左衛門か
鎧の弦（原文に「ツル」のルビ）走りより、総巻き付けの板にて□□重をかけて
射通し、矢先血しほに染めて出でたれば、残党いよ／＼

敗北懶崩れとなりける。高賢上人悦ひ斜めならず、向畠の
城を焼き払い勝鬪を揚げて引き取り給へ。一山の焼け跡に仮
の仮闇を營ミ、其の後遠近に震ひ給ふ。八条兵衛尉

此の事を聞きて大いに怒り、類棄をかり催し大軍を挙げて

武州別府に出張し手分を定む。先陣青柳外記

左衛門・小作田隼人・柿木小膳八百五拾余人、二陣大相模
飛驒守・西脇左近右衛門・領家八郎・国分寺藤九郎五

百余人、八条兵衛尉一千余人軍令を司り、永正十八辛巳
正月七日千間堀を打ち越し新方の地に乱入すべしとなり。
高賢上人ハ一山の衆徒新方譜代の武士、并びに波江の加
勢を合わせて一千三百五十人を随へて大吉村に出張
す。先手ハ千間を前に當て厳重に備へをして、敵

陣し、敵や寄せると待ち懸けたり。此の日大吉郷香取の宮

より白鷺夥（原文に「ヲヒタ」のルビ）敷く南を差して飛び行く事布を引くが
ことく、淨勢坊在本上人の御前に参り申しけるハ、凡そ
合戦の要たる地利方角を以て肝要とすと聞きたり。

御陣場既に大吉の郷なり。今般神明擁護の

印にや、白鷺南に飛び行く事逆寄せよとの告げならんか。

又方角をいわく、正月南天道にて吉方類なし。

孫子もいわすや兵勝の術ハ密かに敵への機をなし、

其の不意を撃「つと」いへり。御賄慮候へと申しけれハ、上人大いに

悦び給ふと申したりとて、正月六日の夜人數を七

手になし、千間を打ち越し不意に別府の陣に

乱入、陣屋／＼に火をはなち黒煙（＝煙）の中に攻め立てけ

れば八条勢狼え驕（＝驕）き、頼み切りたる八条か武士別府・

青柳・柿木等乱軍の中に討たれしかば、敗軍

東陣（『本陣』）になたれ懸かりていかんともすべきよふなく、

惣敗軍となりたり。此の時八条か叔父大曾根

上野介といふもの、今宵瓦曾根に在陣して、新

方勢を（『の』）横を撃たんとせし處、別府の方開を

発し黒烟夥敷かりけれハ、此方の手はづ相違

して、敵方逆寄せしものならんと、むちに鎧を合わ

せて別府にかけつけ、上人の後陣より・もミ立て

れば、八条勢是「れ」に力を得て守（『盛』）り返し、勢ひに乗りて

攻め立てれば新方勢足元定まりかたく、殊に少人

數の事なれハ殆ど危うかりける處、爰に安国淨恩

の両寺往古より栄広山の左右にてありけるか、一山

退転の後は自立の体にて有りしか、殊に住職も代わり

し故にや今般の催促にも応セざりしか、如何の衆

儀にや両山大勢を率し、加勢として六日の夜大沢

辺迄出張しける処、別府の方開の声黒煙立ちて見へ

けれハ、両寺の勢いもみもんと（『みようと』）別府に至り大曾根上野

北条氏閥東官領の頃ハ、渋江寺武縁両国一統本山、其時分

安國淨恩ハ栄広山左右なりしか、天正庚寅已來縁山御建立已後、東國の

淨家大寺縁山（増上寺）の末寺たるへしと台命、渋江の末山縁山の末寺となる二

およんて本山末寺安国淨恩の類、波江の末寺となり、又脇山の支配に成りしともあり。古き山の古記にありとなん。

介か後陣より切り立てたり。大曾根軍口（「は」。）切り返し勇戦を屢々折柄、両寺の荒手にかけ立てられ裏崩れとな。

なる。上人是れに利を得て、軍扇をひらめかし大音に呼びて味方上端に成りたり。進めや／＼と下知しけれハ、安國

淨恩の両師勇ミ立ち軍扇を開きて四方へ乗り廻り、勝つたそ／＼と下知しけれハ、八条勢勇ミなりといへども、初度の

敗軍に頗み切りたる勇士數多討たれハ終に敗軍し、

大将八条兵衛尉も馬の足切り落とされ歩行立ちになり、自害せんと狂ふ折柄、小作田隼人遙かに見て飛び來り、

己か馬に主を乗せて八条の方へ落としけり。其の身

敵に取り巻かれ尋常に討たれしかば、敵も味方も是れ

を見て、晴なる勇士の拘禽と譽めぬ人こそなかり

ける。今日はいかなる日ぞや。永正十八年辛巳正月六日の夜丑の半刻より翌七日の朝まで、八条衆討死七

百五十余人、新方衆三百或拾四人と聞こへし。高賢上人勝閑を揚げ、父兄の旧領を安堵し功ある者に賞を与

へ、敵ながら小作田隼人か忠死を憐れミ、其の地に墳墓

を置ミ、其の日討死の亡骸を集めて大念佛を修行

し給ひしは、有り難かりける事ともなり。爰に於いて

東新方の地、おのづから寺務の領知のことく年貢

を宣し、六ヶ村の御堂と称しける事ハ此の時の事

なりける。去ル永正十八大永と改元有り、同壬午春大衆

武臣一山集会、無量坊豪賢申しけるハ、先以て新方旧領ハ取り返すといへども、先主の敵八条兵衛を生ケし置く事

心残りたるへし。望むらくは大軍を挙げて八条を討ち取り、

先主の忘執（「妄執」の誤り）を晴らさんハいかに、と有りければ、一会の人々聞きて此の義然るへし。勝ちに乗じたる利兵を以て八条を討ち亡ぼし、其の地を領したまわん事がたきにあらずと

評義す。上人仰せけるは、今般の評儀其の利ありといへ
とも、我が立ちは旧領を安堵し、父祖の恥を雪
かんとするのみ。敵を亡し其の地を犯し尊わん

事然るへからず。又破れをとらは先功の穴

とらん（「俺らん」）「穴（墓穴）と「な」らん」）事を。

予素より聞く物ハ、古ヘヲ師とせされハ良久しかたしと

承り伝へ候へ、と仰せけれハ、人□感心したりける。其の頃東

国大いに乱れて平井・河越・小田原三方セリ合いのことくな

れば國法行き届かず。寺号の御事武家よりたゞす「に」

及ばず、自然六ヶ村を領したまひしとなり。天文年

中此条左京太夫氏康主武藏・下総平均の刻、寺

号の由緒を尋ね給ふ。高賢大和尚、俗姓祖先の退転

跡を領しけるよし御答あり。氏康聞きて、上人の威

風且つ貴族たるを称して、其の地を領し給ふへき

旨御直判を賜ふ。其の子氏政、其の子氏直、相続き

黒印あり。

北条関東進上の間、副元帥の印を号して御直

判といふ。当山に元帥の直判淨安寺の添え状等数通
これ有り。

天正十八庚寅秋九月豊太閤殿下東夷御征伐、氏政

御自寄、氏直上方へ退去の刻、殿下武州岩築旅

館の日、寺号の由緒を尋ね給ふ。上人先師高賢の
先誓を以て答へ給ふ。殿下命して羽氏の兵革を

用いる事、法意に背くに似たりといへとも、高賢の
事は新方氏族たる上は其の理あるへし。後住の

如きハ武夫にあらずして、一所懸命の地といわん
寧其の謂れなし。其の地を公邊に擧るべし。然れ共

高賢貴族たる由緒を以て、其の証を残すへしと有りて、
六ヶ村の内にて拾玉石を領すべしと御命有り。

天正十八庚寅秋九月吉旦

私云く

武州七党

横山党三十家
猪俣党十八家
児玉党五十七家
西党十八家
丹党四十一家
野与党十八家

同姓
藤内府伊周公裔
秦太夫徐福ノ後
宣化帝王孫
平将軍貞盛裔

村山党十二家

同姓

右七党系譜武陽七党略記ニ見たり

撰者云く武州用土主藤田新左衛門平信吉

坂東八平氏

天文廿三甲寅用土隠者坂東八平氏系譜在所等著
述の序著ス者也。新左衛門ハ畠山重忠力二男小次郎重康

十五代藤田右衛門重利力嫡子。天文廿二辛丑北条ニ属し、鉢形

著聞の
因記

ヲ(「の」)養子新太郎氏邦ニ附属ス。此の時用土新左衛門といふ。
後、実子出生、弥八郎・弥六郎。後、藤田能登守重信といふハ二男
弥六郎か事也。慶長五庚子神君に使へ上杉追討の御供に随へ
功あり。房州館山三万石を領す。大坂御陣の刻、御所の先陣手
天王寺合戦に勇戦を震ひ深手を負い、元和二辰七月手疵
療治のため上京。旅中信州奈良井駅に卒去(しゆつきよ)、年五十六歳。
重信、子無し。家、断絶。弥八郎ハ西國方大家の臣下と
奉ると聞こへし。

時嘉永四亥年三月清旦。

武州埼玉郡新方

六ヶ村大杉郷に於いて、川上宗甫これを写し置く。

小野三位草卿後裔

大河戸氏（大川戸氏ともいう）

『尊卑分脈』によれば、藤原秀郷流の大田氏より出たという。『吾妻鏡』に初めて現れるのは、養和元年（一一八一）二月十八日の記事に、「大河戸太郎広行、次郎秀行、四郎行元の四兄弟が、日ごろ頼朝の勘気を蒙っていたが、この日許された。この広行は三浦義明の甥であり、そのよしみで三浦義澄が彼らを預かり守護していたので、義澄が彼らを連れて頼朝のもとに参向した。頼朝は簾の中から彼らを見たが、何れもすぐれた武士の面体をしていたので、頼朝は非常に感じ入った。彼らの父、下総權守重行は、平家方についたため罰せられ、去年伊豆国蛭が小島に配流されていたが、この時に特別に赦されて召還されたところ、その途中で発病し、ついに死亡した」とある。なお、この記事には、広行の弟について、秀行は清久と号し、行元は高柳、行平は葛浜と号す、記されている。

兄弟はそれぞれ、源義経、範頼に従い平家追討の軍に加わり戦う。また文治元年七月の奥州征伐にも、広行は頼朝に従って参加した。建久元年（一一九〇）頼朝の初の入洛の際は、四兄弟揃って後陣の隨兵に加えられている。

八條氏

『吾妻鏡』建暦三年（一二二三）五月十七日条によると、「武藏国大河戸御厨内八條郷」が式部大夫重清に与えられ、地頭職渋江光衡に安堵されている。これは伊勢神宮領大河戸御厨の庄官山内政宣が同年の和田義盛にくみして生け捕られ、政宣の所領を没収されたことによる。野与党系図によると、渋江経光の子息光平が八條五郎を称していることから光平と渋江光衡は同一人物とみられる。弘安七年銘の弥陀三尊種子板碑（八幡神社蔵）は八條氏ゆかりの供養塔とされる。以下略

「吾妻鏡」建長八年六月二日、

奥の大道に夜討・強盗蜂起して、往反の旅人の煩ひを成す。よってこの間、度々その沙汰ありて、警固致すべき旨、今日かの路次の地頭等に仰せ付けらる。いわゆる 次に二十四名が連記されている。

江国府 伊古宇又次郎

谷国府 矢古宇右衛門次郎

参考文献

武藏の武士団

安田 元久

埼玉県の地名・八條郷

平凡社

高麗將軍都爲方乃處之行是學廣山高隱院者來
此不聽其言而歸歸歸之歸之歸之歸之歸之歸之
一人自首二代禍先帝而後應永二移乞甲子春葛隱都
都方塊良職如綱疎也形首玄齋先平移基不種罪也
一山佛家高僧遊寧山寺之國山賈真大和尚其號凜生矣
至末代武烈太祖之國名齊源而祀繼焉第上人一山住藏累年後永亨十二庚申
京都將軍家國源乃云方稽氏比確錄の事也相臣
足利尊氏六代昌基成氏
軍敗也自害門子昌基及安重慶事至高麗

諸城家と並んで、日本複数令弟（伊那系の
仲子）一國体子（猪飼義家）養教主に與て、後家家
室御子（猪飼小畠徳行）等、小金、東玉磐、猪名瀬
人復讐の件（猪名瀬）と、國事の難事（五廊）一志されど、已故
猪瀬源乃三軍義氣（景祐）之大劇（五廊）は、其の後、元の室
主射主（彦馬）元乃有屋人の市主（彦馬）矣（五廊）
流石後政清（彦馬）の年、既方（既死）也（五廊）
猪瀬乃別山田瀬波ノ所、先達三軍の（五廊）

風の音の外聞すが此は
小毛り音の波などと云ふ。湖水の方纏は便に此
扇うつて、打綱遊女（アマテラコ）の聲と、其等の傳と等
被りあらま。さて此の扇の事等を、所是處凡
無縫し。故風の音、東の音、乳母音、北の音、西の音
限や文化が、此の扇の事等を、其等の傳と等
思ふ。又、此の扇の事等を、其等の傳と等
思ふ。